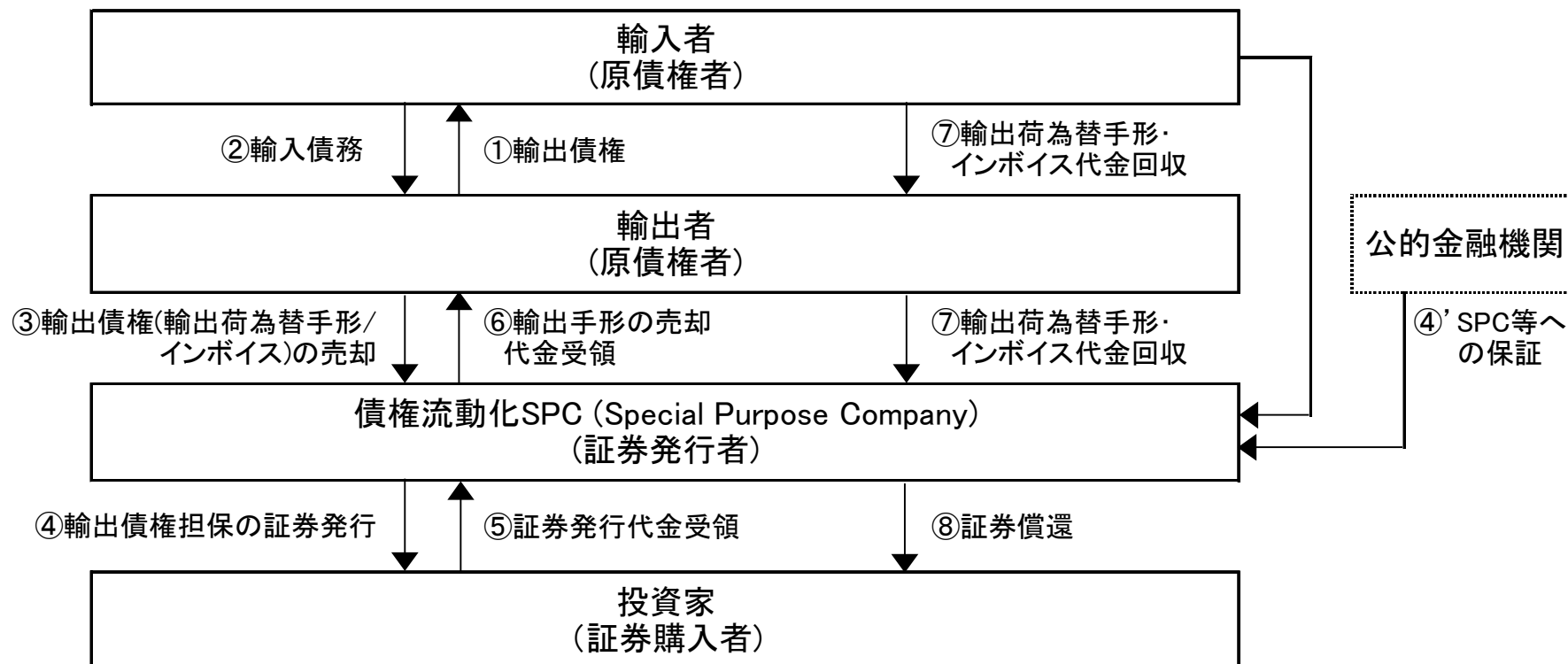


9. 貿易債権に関する流動化スキーム

輸出債権の流動化(輸出者からSPCへ直接輸出債権を売却する場合)



- ① 輸出入取引により、輸出者(原債権者)は輸入者(原債務者)に対して輸出債権が発生。
- ② 輸入者は輸出者に対して輸入債務が発生。
- ③ 輸出者が輸出債権をノンリコース・ベース(輸出者への償還請求権なし)で債権流動化のためのSpecial Purpose Company(SPC)に売却。
- ④ SPCは買い取った輸出債権からのキャッシュフローのみを引当とする証券を投資家に発行。
- ④' 公的金融機関は、SPC等への保証を行う(公的信用補完がある場合)。
- ⑤ 投資家が証券発行代金をSPCに払込む。
- ⑥ SPCは、証券発行代金を原資に、輸出者に輸出債権の買取代金を払込む。
- ⑦ 輸入者が輸入債務の決済を行い、決済代金をSPCに払込む(直接もしくは輸出者経由で)。
- ⑧ SPCは、輸入決済代金を原資に、投資家に証券償還代金を払込み、証券償還終了。

(出所) 全国銀行協会(平成11年11月)「円の国際化に向けて」